

NPO法人十樹 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人十樹という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球とそこに生きる人々に対して、定款第5条に記載する事業を行うことで、地球が愛と感謝に満ち、地球に生きるすべてのいのち（人間・動物・植物・微生物等）が互いを思いやり尊重し調和することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 芸術活動支援事業
 - ② 地球環境保護・蘇生活動支援事業
 - ③ 専門家による相談・カウンセリング・講演会・イベント運営事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① レンタルスペース運営事業
 - ② 飲食業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の搬出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は理事会において選任する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局の組織及び運営は理事会で決議する。
- 3 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要な財産の処分、借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には議長及び出席理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し理事会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 入会金 10,000円 会費(年) 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 10,000円 会費(年) 5,000円

3. この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年8月18日までとする。

(1) 理事長 氏名 宇佐美 貴 史

(2) 副理事長 氏名 平 野 好 泰

(3) 副理事長 氏名 岡 昭 宏

(4) 理事 氏名 浅 野 淳

(5) 監事 氏名 武 本 康 夫

4. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年10月31日までとする。

令和6年度事業計画書

2023年11月1日から2024年10月31日まで

特定非営利活動法人 日本雇用支援センター

1 事業の実施方針

この法人は地球とそこに生きる人々に対して、定款第5条に記載する事業を行うことで、地球が愛と感謝に満ち、そこに生きるすべてのいのち（人間・動物・植物・微生物等）が互いを思いやり尊重し調和することに寄与することを目的としている。
その目的に沿った事業を企画し展開していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 芸術活動支援事業

あらゆる分野の芸術家の作品を展示・販売をすることで、その芸術家の今後の活躍の支援となり、また多くの人々がその芸術から生きる力を与えられることを目指す。
今年度は上村慶次郎氏の作陶展を計画中。

(内容) 上村慶次郎氏の作陶展

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) 9月1日～8日

(実施の対象者) あらゆる分野の芸術家と一般の人々

(収益) 70,000円【会場貸料10,000円×7日分】

(費用) 16,660円【旅費交通費(交通費1,080円×7日分+駐車場代1,300円×7日分)】

② 専門家による相談・カウンセリング・講演会・イベント運営事業

<その1>

人権擁護の観点から大阪市西成区萩之茶屋において、藤田正隆弁護士(大阪弁護士会所属)による法律相談を既に行っている。
社会的な問題・心理的な問題、両側面から生きづらさを感じている人に寄り添うことを目指す。

(内容) 弁護士による無料法律相談

(実施場所) 大阪市西成区萩之茶屋 2-6-9

(実施日時) 火曜日・水曜日 14:00～17:00

木曜日・金曜日 10:00～12:00

(実施の対象者) 近隣の住民、労働者

(収益) 0円

(費用) 1,602,000円【地代家賃 125,000円×12か月
通信運搬費 8,500円×12か月】

<その2>

地球環境問題・食の安全・農業支援(自然農)など様々なテーマで地球に生きるすべてのいのちの調和・共生への道を模索する。今年度は講師を招いての講習会・ワークショップを計画中。

(内容) 「バケツで育てる稲」の実演・講習会

(実施場所) 法人の主たる事務所

(実施日時) 10月5日、12日

(実施の対象者) 一般の人々

(収益) 24,000円【参加費 3,000円(2回分)×8人】

(費用) 11,760円【諸謝金(講師代) 5,000円、
旅費交通費(交通費(講師) 2,000円
交通費(スタッフ) 2,160円
駐車場代 2,600円(2回分)】

③ 地球環境保護・蘇生活動支援事業

地球環境保護活動として、まずは身近な住環境の美化としての定期的なごみ拾い、地球蘇生活動として、森の植樹・間伐・啓発映画の上映会、ごみ軽減活動として、不用品の交換会等を行う。今年度は定期的なごみ拾い、啓発映画の上映会を計画中。

<その1>

(内容) 定期的なごみ拾い

(実施場所) 大阪市鞆公園付近・京都市鴨川四条河原町付近

(実施日時) 毎月21日

(実施の対象者) 一般の人々

(収益) 0円

(費用) 5,000円【消耗品費：ごみ袋・軍手・トング等】

<その2>

(内容) 啓発映画の上映会「蘇生」白鳥哲監督作品

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) 10月20日

(実施の対象者) 一般の人々

(収益) 26,000円【チケット代1,300円×20人】

(費用) 22,000円【雑費(DVDレンタル料)】

(2) その他の事業

① レンタルスペース運営事業

(内容) 法人が所有するギャラリーを音楽発表会、お誕生日会などの会場としての時間貸

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) 9月以降4回

(実施の対象者) 一般の人々

(収益) 60,000円【時間貸料3,000円×5時間×4回分】

(費用) 9,520円【旅費交通費(交通費1,080円×4回分
駐車場代1,300円×4回分)】

② 飲食業

(内容) 催し物開催時必要な折、飲み物等販売。
今年度はコーヒー・クッキー付500円で販売を計画中。

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) 随時

(実施の対象者) 催し物等の来場者

(収益) 40,000円【9月以降4回の催しとして、500円×80杯分】

(費用) 17,775円【売上原価(仕入 コーヒーパック5,255円 クッキー3,000円、旅費交通費(交通費1,080円×4回分 駐車場代1,300円×4回分)】

令和7年度事業計画書

2024年11月1日から2025年10月31日まで

特定非営利活動法人 日本雇用支援センター

1 事業の実施方針

この法人は地球とそこに生きる人々に対して、定款第5条に記載する事業を行うことで、地球が愛と感謝に満ち、そこに生きるすべてのいのち（人間・動物・植物・微生物等）が互いを思いやり尊重し調和することに寄与することを目的としている。

その目的に沿った事業を企画し展開していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 芸術活動支援事業

<その1>

あらゆる分野の芸術家の作品を展示・販売をすることで、その芸術家の今後の活躍の支援となり、また多くの人々がその芸術から生きる力を与えられることを目指す。今年度は高場英二氏の作陶展を計画中。

(内容) 高場英二氏の作陶展

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) 3月24日～30日

(実施の対象者) あらゆる分野の芸術家と一般の人々

(収益) 70,000円【会場貸料 10,000円×7日分】

(費用) 16,660円【旅費交通費 (交通費 1,080円×7日分
駐車代 1,300円×7日分)】

<その2>

和歌山県白浜町就労継続支援 B 型 コスモスの郷利用者のアート関連グッズ(絵葉書、ポスター、Tシャツ等)の販売を計画中。

(内容) 芸術家のアート関連グッズ販売

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)

(実施日時) ギャラリー十樹にて講習会やイベント開催時

(実施の対象者) 一般の人々

(収益) 64,000円【絵葉書 200円×20枚 4,000円

ポスター500円×20枚 10,000円

Tシャツ 5,000円×10枚 50,000円】

(費用) 61,460円【売上原価 (仕入・収益の70% 44,800円)

旅費交通費 (交通費 1,080円×7日分

駐車場代 1,300 円×7 日分】

② 専門家による相談・カウンセリング・講習会・イベント運営事業

<その 1>

人権擁護の観点から大阪市西成区萩之茶屋において、藤田正隆弁護士（大阪弁護士会所属）による法律相談を既に行っている。社会的な問題・心理的な問題、両側面から生きづらさを感じている人に寄り添うことを目指す。

（内容）弁護士による無料法律相談

（実施場所）大阪市西成区萩之茶屋 2-6-9

（実施日時）火曜日・水曜日 14:00～17:00

木曜日・金曜日 10:00～12:00

（実施の対象者）近隣の住民、労働者

（収益）0 円

（費用）1,602,000 円【地代家賃 125,000 円×12 か月

通信運搬費 8,500 円×12 か月】

<その 2>

地球環境問題・食の安全・農業（自然農）支援など様々なテーマで、地球に生きるすべてのいのちの共生・調和への道を模索する。

今年度は講師を招いて EM 菌を使った石鹸作りの講習会を計画中。

（内容）EM 菌（有用微生物）を使っの石鹸作り

（実施場所）法人の主たる事務所

（実施日時）5 月 10 日

（実施の対象者）一般の人々

（収益）12,000 円【参加費 2,000 円×6 人）

（費用）8,380 円【諸謝金（講師代）5,000 円

旅費交通費（交通費（講師） 1,000 円

交通費（スタッフ）1,080 円

駐車代 1,300 円）】

③ 地球環境保護・蘇生活動支援事業

地球環境保護活動としてまずは身近な住環境の美化としての定期的なごみ拾い地球蘇生活動として森の植樹・間伐・啓発映画の上映会、ごみ軽減活動として不用品の交換会等を行う。

今年度も前年度に引き続き定期的なごみ拾い、啓発映画の上映会を計画中。

<その 1>

（内容）定期的なごみ拾い

（実施場所）大阪市靱公園付近・京都市鴨川四条河原町付近

(実施日時) 毎月 21 日
(実施の対象者) 一般の人々
(収益) 0 円
(費用) 3,000 円【消耗品費：ごみ袋等】

<その 2>

(内容) 啓発映画の上映会「蘇生Ⅱ」白鳥哲監督作品
(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)
(実施日時) 3 月 20 日
(実施の対象者) 一般の人々
(収益) 26,000 円【チケット代 1,300 円×20 人】
(費用) 22,000 円【雑費 (DVD レンタル料)】

(2) その他の事業

① レンタルスペース運営事業

(内容) 法人が所有するギャラリーを音楽発表会、お誕生日会などの会場として時間貸

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)
(実施日時) 年間 15 回
(実施の対象者) 一般の人々
(収益) 225,000 円【時間貸料 3,000 円×5 時間×15 回分】
(費用) 35,700 円【旅費交通費 (交通費 1,080 円×15 回分
駐車場代 1,300 円×15 回分)】

② 飲食業

(内容) 催し開催時必要な折、飲み物等販売

今年度はコーヒー・クッキー付 500 円で販売を計画中。

(実施場所) ギャラリー十樹 (京都市東山区小松町)
(実施日時) 随時
(実施の対象者) 催し物等の来場者
(収益) 120,000 円【年間 12 回の催しとして、500 円×240 杯分】
(費用) 43,560 円【売上原価 (仕入 コーヒーパック 8,000 円 クッキー
7,000 円)、旅費交通費 (交通費 1,080 円×12 回分
駐車場代 1,300 円×12 回分)】

2024年度活動予算書

特定非営利活動法人日本雇用支援センター

2023年11月1日から2024年10月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 事業収益			
芸術活動支援事業収益	70,000		70,000
専門家による相談・カウンセリング・ 講演会・イベント運営事業収益	24,000		24,000
地球環境保護・蘇生活動支援事業収益	26,000		26,000
レンタルスペース運営事業収益		60,000	60,000
飲食業収益		40,000	40,000
4. その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	0		0
経常収益計	120,100	100,000	220,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0	8,255	8,255
旅費交通費	23,420	19,040	42,460
地代家賃	1,500,000	0	1,500,000
通信運搬費	102,000	0	102,000
諸謝金	5,000	0	5,000
消耗品費	5,000	0	5,000
雑費	22,000	0	22,000
その他経費計	1,657,420	27,295	1,684,715
事業費計	1,657,420	27,295	1,684,715
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000	0	3,600,000
人件費計	3,600,000	0	3,600,000
(2) その他経費			
固定資産税	160,300	0	160,300
振込手数料	1,000	0	1,000
水道光熱費	5,000	0	5,000
通信費	30,000	0	30,000
雑費	50,000	0	50,000
その他経費計	246,300	0	246,300
管理費計	3,846,300	0	3,846,300
経常費用計	5,503,720	27,295	5,531,015
当期経常増減額	△ 5,383,620	72,705	△ 5,310,915
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	72,705	△ 72,705	0
当期正味財産増減額	△ 5,310,915	0	△ 5,310,915
前期繰越正味財産額			96,952,246
次期繰越正味財産額			91,641,331

2025年度活動予算書

特定非営利活動法人日本雇用支援センター
2024年11月1日から2025年10月31日まで
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 事業収益			
芸術活動支援事業収益	134,000		134,000
専門家による相談・カウンセリング・ 講演会・イベント運営事業	12,000		12,000
地球環境保護・蘇生活動支援事業収益	26,000		26,000
レンタルスペース運営事業収益		225,000	225,000
飲食業		120,000	120,000
4. その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	0		0
経常収益計	172,100	345,000	517,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	44,800	15,000	59,800
旅費交通費	36,700	64,260	100,960
地代家賃	1,500,000	0	1,500,000
通信運搬費	102,000	0	102,000
諸謝金	5,000	0	5,000
消耗品費	3,000	0	3,000
雑費	22,000	0	22,000
その他経費計	1,713,500	79,260	1,792,760
事業費計	1,713,500	79,260	1,792,760
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000	0	3,600,000
人件費計	3,600,000	0	3,600,000
(2) その他経費			
固定資産税	160,300	0	160,300
振込手数料	1,000	0	1,000
水道光熱費	5,000	0	5,000
通信費	30,000	0	30,000
雑費	50,000	0	50,000
その他経費計	246,300	0	246,300
管理費計	3,846,300	0	3,846,300
経常費用計	5,559,800	79,260	5,639,060
当期経常増減額	△ 5,387,700	265,740	△ 5,121,960
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	265,740	△ 265,740	0
当期正味財産増減額	△ 5,121,960	0	△ 5,121,960
前期繰越正味財産額			91,641,331
次期繰越正味財産額			86,519,371